

結 果 の 概 要

【事業所調査】

1 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の状況

過去1年間（令和6（2024）年11月1日から令和7（2025）年10月31日までの期間）にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は13.5%〔令和6（2024）年調査12.8%〕となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.8%〔同10.2%〕、退職した労働者がいた事業所の割合は6.5%〔同6.2%〕となっている。

また、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.6%〔同0.5%〕、退職した労働者の割合は0.2%〔同0.2%〕となっている。（第1表）

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者
又は退職者がいた事業所割合及び労働者割合

令和7（2025）年					（単位：％）		
区 分	事業所計	メンタルヘルス不調による連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた ¹⁾	（複数回答）		常用労働者計	メンタルヘルス不調による連続1か月以上の休業者数 ¹⁾³⁾	メンタルヘルス不調による退職者数 ¹⁾²⁾
			連続1か月以上休業した労働者がいた	退職した労働者 ²⁾ がいた			
合 計	100.0	13.5	10.8	6.5	100.0	0.6	0.2
（ 事 業 所 規 模 ）							
1,000人以上	100.0	92.9	90.3	70.3	100.0	1.1	0.2
500～999人	100.0	89.7	88.3	56.3	100.0	1.1	0.3
300～499人	100.0	82.4	75.3	39.5	100.0	0.8	0.2
100～299人	100.0	54.6	50.2	24.7	100.0	0.7	0.2
50～99人	100.0	26.8	23.8	9.8	100.0	0.5	0.2
30～49人	100.0	18.3	14.1	8.1	100.0	0.4	0.3
10～29人	100.0	6.8	4.6	3.8	100.0	0.3	0.2
（ 産 業 ）							
農業、林業（林業に限る。）	100.0	11.9	8.8	6.3	100.0	0.4	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.9	3.0	3.2	100.0	0.2	0.1
建設業	100.0	7.1	5.6	3.6	100.0	0.4	0.2
製造業	100.0	18.1	16.2	7.3	100.0	0.7	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.2	25.3	6.5	100.0	1.1	0.1
情報通信業	100.0	37.4	32.7	17.5	100.0	1.4	0.5
運輸業、郵便業	100.0	13.3	11.7	2.9	100.0	0.5	0.1
卸売業、小売業	100.0	8.5	6.5	4.4	100.0	0.3	0.2
金融業、保険業	100.0	24.3	18.1	14.0	100.0	0.9	0.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	14.9	12.5	8.3	100.0	0.6	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	27.0	19.9	10.3	100.0	0.9	0.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	3.3	1.8	3.0	100.0	0.1	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	8.3	6.7	3.2	100.0	0.3	0.1
教育、学習支援業	100.0	15.3	10.6	7.0	100.0	0.6	0.2
医療、福祉	100.0	16.8	13.5	9.3	100.0	0.6	0.3
複合サービス事業	100.0	25.5	21.9	10.5	100.0	0.9	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	21.1	15.7	10.1	100.0	0.6	0.3
令和6（2024）年 合計	100.0	12.8	10.2	6.2	100.0	0.5	0.2

注：1）メンタルヘルス不調による連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者には、受け入れている派遣労働者は含まれない。

2）同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

3）同じ労働者が複数回連続1か月以上休業した場合は、1人として計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は63.0%〔令和6(2024)年調査63.2%〕であり、事業所規模別にみると、労働者50人以上の事業所で93.7%〔同94.3%〕、労働者数30～49人の事業所で72.0%〔同69.1%〕、労働者数10～29人の事業所で54.6%〔同55.3%〕となっている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容（複数回答）をみると、「ストレスチェックの実施」が64.0%〔同65.3%〕と最も多く、次いで「職場環境等の評価及び改善（ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を含む）」が52.8%〔同54.7%〕となっている。

また、「ストレスチェックの実施」を事業所規模別にみると、労働者50人以上の事業所で89.8%〔同89.8%〕、労働者数30～49人の事業所で58.4%〔同57.8%〕、労働者数10～29人の事業所で55.9%〔同58.1%〕となっている。（第2表）

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）別事業所割合

令和7(2025)年			(単位:%)							
区 分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）									
	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	教育研修・情報提供				職場環境等の評価及び改善（ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を含む）	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施
					メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供			
合 計	[63.0]	100.0	29.3	19.5	35.1	35.6	29.1	13.8	52.8	31.6
（事業所規模）										
1,000人以上	[99.8]	100.0	80.0	67.9	81.4	88.5	84.5	70.3	98.1	74.4
500～999人	[99.6]	100.0	67.1	53.7	70.5	67.6	72.1	50.7	94.1	59.9
300～499人	[100.0]	100.0	68.7	40.7	55.1	52.8	47.1	29.3	85.4	52.1
100～299人	[98.5]	100.0	63.6	32.4	50.9	47.7	43.0	22.5	84.7	41.0
50～99人	[90.3]	100.0	49.1	24.1	41.3	38.4	37.4	24.5	72.5	41.1
30～49人	[72.0]	100.0	27.0	20.2	36.5	34.9	29.3	13.3	51.6	29.4
10～29人	[54.6]	100.0	20.2	15.8	30.5	32.8	24.6	9.7	43.8	28.2
（再掲）50人以上	[93.7]	100.0	55.6	28.9	46.4	43.5	41.2	25.3	78.1	42.5
令和6(2024)年										
合 計	[63.2]	100.0	27.7	18.7	34.5	36.8	29.0	12.7	54.7	31.1
（事業所規模）										
50人以上	[94.3]	100.0	53.0	26.3	45.2	46.9	41.6	22.2	75.6	43.6
30～49人	[69.1]	100.0	24.7	16.5	34.8	36.7	28.3	10.4	47.1	27.7
10～29人	[55.3]	100.0	19.1	16.5	30.5	33.2	24.6	9.7	49.0	27.4

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）								
	ストレスチェックの実施	職場復帰における支援（職場復帰支援プログラムの策定を含む）	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	外部機関の活用				メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	その他のメンタルヘルス対策
				地域産業保健センター（地域窓口）を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関 ²⁾ を活用したメンタルヘルス対策の実施		
合 計	64.0	23.5	48.3	3.9	2.9	12.0	13.0	52.5	4.0
（事業所規模）									
1,000人以上	100.0	90.1	86.8	0.3	7.9	31.1	46.7	86.0	5.4
500～999人	99.9	73.9	80.3	0.2	10.9	23.3	40.3	79.4	6.9
300～499人	99.3	56.2	67.8	0.1	6.6	15.3	16.2	71.8	1.9
100～299人	94.5	42.0	57.9	1.0	2.1	17.8	16.9	65.3	3.3
50～99人	85.7	33.9	49.9	2.9	3.7	14.4	11.9	52.7	3.0
30～49人	58.4	23.5	46.8	4.0	3.4	8.7	14.8	53.7	3.5
10～29人	55.9	17.6	46.3	4.6	2.5	11.4	11.7	49.8	4.5
（再掲）50人以上	89.8	39.4	54.7	2.0	3.5	16.0	14.9	58.9	3.2
令和6(2024)年									
合 計	65.3	23.1	46.1	2.9	3.0	9.2	14.3	47.9	2.8
（事業所規模）									
50人以上	89.8	33.1	57.6	0.7	3.9	16.0	18.3	55.6	2.6
30～49人	57.8	22.3	43.5	4.4	1.7	8.5	12.8	44.2	2.9
10～29人	58.1	19.7	42.6	3.4	3.0	6.8	13.2	46.1	2.9

注：1) []は、全事業所を100としたメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合である。
2) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、中央労働災害防止協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

(3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は74.9%[令和6（2024）年調査75.4%]であり、このうち、分析結果を活用した事業所の割合は78.1%[同76.8%]となっている（第3表、第4表）。

第3表 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析実施の有無別事業所割合

令和7（2025）年					（単位：％）				
区 分		ストレスチェックを実施した事業所計 ¹⁾²⁾		ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した		ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施していない			
合 計 （事業所規模）		[64.0]		100.0		74.9		22.4	
1,000人以上		[100.0]		100.0		88.7		9.4	
500～999人		[99.9]		100.0		92.0		7.2	
300～499人		[99.3]		100.0		84.0		15.1	
100～299人		[94.5]		100.0		85.8		12.8	
50～99人		[85.7]		100.0		77.2		18.6	
30～49人		[58.4]		100.0		77.7		19.7	
10～29人		[55.9]		100.0		70.5		27.0	
（再掲）50人以上		[89.8]		100.0		81.2		15.9	
令和6（2024）年 合計		[65.3]		100.0		75.4		22.1	

注：1）〔 〕は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所を100としたストレスチェックを実施した事業所の割合である。

2）「ストレスチェックを実施した事業所計」には、ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析の有無不明が含まれる。

第4表 ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析結果の活用の有無及び活用内容（複数回答）別事業所割合

令和7（2025）年					（単位：％）				
区 分		ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所計 ¹⁾²⁾		分析結果を活用した ³⁾		分析結果の活用内容（複数回答）			
						業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	職場の物理的環境の見直し
合 計 （事業所規模）		[74.9]		100.0		78.1		(100.0)	
1,000人以上		[88.7]		100.0		91.7		(100.0)	
500～999人		[92.0]		100.0		91.6		(100.0)	
300～499人		[84.0]		100.0		77.5		(100.0)	
100～299人		[85.8]		100.0		82.7		(100.0)	
50～99人		[77.2]		100.0		77.8		(100.0)	
30～49人		[77.7]		100.0		77.9		(100.0)	
10～29人		[70.5]		100.0		76.8		(100.0)	
（再掲）50人以上		[81.2]		100.0		80.2		(100.0)	
令和6（2024）年 合計		[75.4]		100.0		76.8		(100.0)	

区 分		分析結果の活用内容（複数回答）						分析結果を特に活用していない
		上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善、ワークショップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	その他	
合 計 （事業所規模）		(38.5)	(43.2)	(24.7)	(7.1)	(34.3)	(4.5)	18.8
1,000人以上		(49.8)	(55.3)	(49.7)	(17.1)	(53.3)	(8.4)	7.8
500～999人		(31.7)	(51.0)	(35.7)	(6.6)	(48.4)	(8.1)	6.9
300～499人		(32.3)	(38.8)	(23.8)	(12.3)	(51.2)	(7.8)	18.1
100～299人		(33.9)	(40.9)	(23.9)	(4.2)	(45.8)	(3.5)	15.7
50～99人		(39.6)	(42.1)	(23.2)	(5.7)	(43.1)	(3.9)	16.4
30～49人		(38.5)	(50.2)	(30.5)	(11.3)	(43.9)	(3.2)	20.9
10～29人		(39.6)	(42.0)	(23.0)	(6.8)	(23.6)	(5.2)	20.3
（再掲）50人以上		(36.9)	(42.0)	(24.4)	(5.7)	(44.9)	(4.2)	15.8
令和6（2024）年 合計		(36.7)	(41.2)	(22.6)	(9.4)	(30.5)	(5.7)	19.5

注：1）〔 〕は、ストレスチェックを実施した事業所を100としたストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合である。

2）「ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所計」には、分析結果の活用の有無不明が含まれる。

3）（ ）は、「分析結果を活用した」事業所を100とした割合である。

2 産業保健に関する事項

産業保健の取組を行っている事業所の割合は87.9%[令和6(2024)年調査89.8%]となっている。

このうち、産業保健の取組内容（複数回答）をみると、「健康診断結果に基づく保健指導」が76.0%[同75.1%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策（相談体制の整備、ストレスチェック結果を踏まえた職業環境改善等）」が72.9%[同71.3%]となっている。（第5表）

第5表 産業保健の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合

令和7(2025)年		(単位:%)					
区 分	事業所計 ¹⁾	産業保健の取組を行っている ²⁾	産業保健の取組内容（複数回答）				
			健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談	睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談	メンタルヘルス対策（相談体制の整備、ストレスチェック結果を踏まえた職場環境改善等）	
合 計	100.0	87.9	(100.0)	(76.0)	(62.9)	(26.7)	(72.9)
（事業所規模）							
1,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(97.2)	(92.3)	(78.9)	(99.8)
500～999人	100.0	100.0	(100.0)	(90.1)	(80.1)	(62.5)	(100.0)
300～499人	100.0	100.0	(100.0)	(91.2)	(85.2)	(51.3)	(100.0)
100～299人	100.0	100.0	(100.0)	(88.0)	(74.5)	(39.0)	(98.6)
50～99人	100.0	97.4	(100.0)	(81.5)	(65.7)	(33.8)	(92.9)
30～49人	100.0	92.2	(100.0)	(76.6)	(66.1)	(27.5)	(79.4)
10～29人	100.0	84.8	(100.0)	(73.8)	(60.5)	(23.8)	(65.9)
（再掲）50人以上	100.0	98.4	(100.0)	(84.4)	(70.0)	(37.5)	(95.3)
令和6(2024)年 合計	100.0	89.8	(100.0)	(75.1)	(63.4)	(27.4)	(71.3)

区 分	産業保健の取組内容（複数回答）						産業保健の取組を行っていない
	高年齢労働者の身体的機能の低下等を踏まえた就業上の配慮	女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状・疾病等）に対する配慮、支援	化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理	テレワークを行う労働者に対する健康相談体制や適正な作業環境の整備等	私傷病（がん、精神障害等）を抱える労働者の治療と仕事の両立支援	その他	
合 計	(39.6)	(33.5)	(11.8)	(6.8)	(26.7)	(0.8)	11.2
（事業所規模）							
1,000人以上	(56.3)	(72.3)	(66.3)	(48.5)	(75.4)	(1.1)	-
500～999人	(46.8)	(66.3)	(51.8)	(27.5)	(70.2)	(0.5)	-
300～499人	(53.9)	(51.3)	(39.4)	(20.3)	(56.1)	(0.5)	-
100～299人	(39.2)	(46.4)	(30.2)	(13.7)	(40.7)	(0.6)	0.0
50～99人	(44.4)	(35.3)	(17.3)	(11.2)	(35.5)	(0.9)	2.4
30～49人	(45.4)	(37.0)	(14.7)	(7.4)	(29.0)	(0.6)	7.4
10～29人	(37.3)	(30.9)	(8.2)	(5.0)	(23.0)	(0.9)	14.1
（再掲）50人以上	(43.3)	(40.8)	(23.8)	(13.3)	(39.4)	(0.8)	1.5
令和6(2024)年 合計	(35.4)	(28.9)	(12.1)	(6.2)	(35.4)	(0.9)	8.9

注：1) 「事業所計」には、産業保健の取組の有無不明が含まれる。

2) ()は、「産業保健の取組を行っている」事業所を100とした割合である。

3 労働災害防止対策に関する事項

(1) 労働者の転倒防止対策の取組状況

労働者の転倒を防止するための対策の取組状況をみると、「物理的対策」では「設備・装備などの対策（職場内の手すり、滑りにくい床材の導入・靴の使用、段差の解消、照度の確保等）、整理・整頓・清掃の徹底など」に取り組んでいる事業所の割合が77.5%[令和6（2024）年調査77.7%]、「身体的要因を考慮した対策」では「骨密度、ロコモ度等のチェックによる転倒やけがのリスクの見える化」に取り組んでいる事業所の割合が5.6%[同5.8%]、「転びにくい、又はけがをしにくい身体づくりのための取組（専門家等による運動指導、スポーツの推進等）」に取り組んでいる事業所の割合が14.3%[同13.6%]となっている（第6表）。

第6表 労働者の転倒を防止するための対策の取組の有無別事業所割合

令和7（2025）年		(単位：%)					
区 分	事業所計 ¹⁾	物理的対策		身体的要因を考慮した対策			
		設備・装備などの対策 （職場内の手すり、滑りにくい床材の導入・靴の使用、段差の解消、照度の確保等）、 整理・整頓・清掃の徹底など		骨密度、ロコモ度等の チェックによる転倒やけがのリスクの見える化		転びにくい、又はけがをしにくい身体づくりのための取組（専門家等による運動指導、スポーツの推進等）	
		取り組んでいる	取り組んでいない	取り組んでいる	取り組んでいない	取り組んでいる	取り組んでいない
合 計	100.0	77.5	18.1	5.6	79.1	14.3	71.4
（事業所規模）							
1,000人以上	100.0	95.8	3.6	27.7	64.4	47.8	46.7
500～999人	100.0	95.1	4.7	26.8	61.6	41.5	48.6
300～499人	100.0	88.6	11.0	14.1	70.3	27.7	61.4
100～299人	100.0	94.2	5.1	9.8	78.3	26.9	63.0
50～99人	100.0	81.0	15.1	11.1	75.0	24.5	64.7
30～49人	100.0	80.7	15.9	3.7	81.8	12.7	72.9
10～29人	100.0	75.0	19.9	4.8	79.3	12.0	72.8
令和6（2024）年 合計	100.0	77.7	17.2	5.8	79.3	13.6	72.6

注：1) 「事業所計」には、各転倒防止対策の取組の有無不明が含まれる。

(2) 労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育の実施状況

労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育を実施している事業所の割合は57.4%〔令和6（2024）年調査54.5%〕となっている。

実施している労働者の就業形態（複数回答）をみると、「正社員」に実施している事業所の割合は55.0%〔同52.0%〕、「契約社員」に実施している事業所の割合は24.9%〔同22.5%〕、「パートタイム労働者」に実施している事業所の割合は35.9%〔同33.4%〕となっている。（第7表）

第7表 労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育の実施の有無及び
実施している労働者の就業形態（複数回答）別事業所割合

令和7（2025）年		実施している労働者の就業形態（複数回答）				（単位：%）
区 分	事業所計 ¹⁾	労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育を実施している	正社員	契約社員	パートタイム労働者	労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育を実施していない
合 計	100.0	57.4	55.0	24.9	35.9	39.3
（ 事 業 所 規 模 ）						
1,000人以上	100.0	81.0	81.0	66.1	51.1	17.3
500～999人	100.0	88.9	88.7	68.4	62.0	10.7
300～499人	100.0	87.8	87.5	60.6	51.6	11.5
100～299人	100.0	82.8	81.5	56.7	62.2	16.5
50～99人	100.0	67.7	67.5	35.7	44.9	29.2
30～49人	100.0	64.2	63.6	32.3	44.1	33.0
10～29人	100.0	52.4	49.3	19.1	30.9	43.9
（ 産 業 ）						
農業、林業（林業に限る。）	100.0	81.0	81.0	20.9	23.3	18.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	61.6	61.6	33.0	26.8	30.3
建設業	100.0	84.3	84.0	24.5	21.3	12.6
製造業	100.0	67.4	67.1	34.6	43.9	30.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.7	81.7	56.9	35.6	14.8
情報通信業	100.0	50.7	50.6	28.1	20.5	46.2
運輸業、郵便業	100.0	71.6	71.5	34.9	38.1	23.9
卸売業、小売業	100.0	54.2	50.1	21.5	35.6	42.7
金融業、保険業	100.0	56.6	56.6	20.7	36.7	40.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	58.8	57.7	28.2	31.3	38.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	56.9	56.9	32.9	36.3	39.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	43.9	36.6	11.9	31.3	49.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.6	41.6	22.6	32.3	55.3
教育、学習支援業	100.0	36.6	36.6	20.1	25.2	58.1
医療、福祉	100.0	49.2	47.4	19.6	42.1	48.1
複合サービス事業	100.0	56.0	55.3	40.1	32.2	41.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	69.5	67.4	41.8	42.2	28.4
令和6（2024）年 合計	100.0	54.5	52.0	22.5	33.4	41.0

注：1）「事業所計」には、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育の実施の有無不明が含まれる。

(3) 高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組状況

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所のうち、エイジフレンドリーガイドライン（「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」）を知っている事業所の割合は24.8%〔令和6（2024）年調査21.6%〕、うち高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は20.4%〔同18.1%〕となっている。

このうち、高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組内容（複数回答）をみると、「高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し）」が61.0%[同62.9%]と最も多く、次いで「個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指導や栄養指導、保健指導などの実施など）」が45.4%[同47.8%]となっている。（第8表）

第8表 高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容（複数回答）別事業所割合

令和7(2025)年			(単位:%)											
区 分	計 60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所 1)	エイジフレンドリーガイドラインを知っている 2)	高年齢労働者に対する労働災害防止対策の有無 取組内容(複数回答)											い高年齢労働者に対する労働災害防止に取り組んでいない
			い高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んで	表明高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の	る身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関する	ア防止のための通路的な使用など(設置や段差解消、パワー	身一般労働者向けの内容の見直し)	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(高年齢者一	票生労働災害防止を目的とした体力チェックの実施(厚	導や栄養指導、保健指導などの実施など)	個々(健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指	の能力低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性	その他	
			3)											
合 計 (事業所規模)	[80.6]	100.0	24.8	20.4	(100.0)	(21.9)	(27.9)	(24.9)	(61.0)	(10.6)	(45.4)	(19.7)	(3.5)	4.3
1,000人以上	[99.4]	100.0	67.9	58.8	(100.0)	(29.6)	(25.0)	(52.3)	(45.9)	(35.2)	(65.8)	(42.8)	(11.6)	9.1
500 ～ 999人	[98.3]	100.0	55.0	45.5	(100.0)	(19.9)	(29.9)	(54.6)	(50.5)	(24.2)	(57.8)	(29.7)	(1.3)	9.3
300 ～ 499人	[98.9]	100.0	52.7	46.6	(100.0)	(33.7)	(35.8)	(41.3)	(47.7)	(15.6)	(31.3)	(24.6)	(1.4)	6.1
100 ～ 299人	[97.1]	100.0	49.3	39.5	(100.0)	(22.5)	(26.2)	(34.8)	(56.3)	(16.7)	(43.1)	(29.1)	(3.5)	9.8
50 ～ 99人	[90.4]	100.0	32.0	26.4	(100.0)	(21.6)	(34.7)	(31.7)	(56.5)	(12.8)	(45.7)	(25.0)	(2.6)	5.6
30 ～ 49人	[91.1]	100.0	29.8	26.6	(100.0)	(25.6)	(35.5)	(22.6)	(51.0)	(10.8)	(52.0)	(22.6)	(1.2)	3.1
10 ～ 29人	[75.8]	100.0	19.6	15.7	(100.0)	(19.8)	(23.1)	(20.4)	(68.1)	(7.9)	(43.1)	(14.4)	(4.7)	3.8
令和6(2024)年 合計	[78.5]	100.0	21.6	18.1	(100.0)	(22.5)	(24.1)	(24.4)	(62.9)	(9.1)	(47.8)	(27.7)	(1.9)	3.3

注：1）〔 〕は、全事業所を100とした60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所の割合である。
2）「エイゼンブレンドリーガードラインを知っている」には高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明が含まれる。
3）（ ）は、「高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる」事業所を100とした割合である。

(4) 外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組状況

在留資格を有する外国人労働者が業務に従事している事業所のうち、外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は84.8%〔令和6（2024）年調査84.7%〕となっている。

外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組内容（複数回答）をみると、「外国人労働者に分かる言語（母国語や「やさしい日本語」等）により災害防止の教育を行っている」が46.3%[同60.4%]と最も多く、次いで「災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている」が41.0%[同42.9%]となっている。（第9表）

第9表 在留資格を有する外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無
及び取組内容（複数回答）別事業所割合

令和7(2025)年												
区 分	在留資格を有する外国人労働者が業務に従事している事業所計 ¹⁾	外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる ²⁾³⁾	外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組内容（複数回答）									外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる ⁴⁾
			外国人労働者に分ける言語（母国語）による災害防止の教育を行っている	災害防止のための指示など基本的な合図を習得させている	災害防止に関するピクトグラムなど、図解や母国語を用いて理解できるようにしている	災害防止に関するビデオ等について、動画や標識の掲示、表示等を行っている	同じ言語を話せる外国人労働者による実地言語の教育訓練（OJT）を行っている	労働者の文化的価値観、危険感受性等）を行っている	労働者の取得や技能講習の修了が必要な資格を取らせようとしている	健康指導及び健康管理者等を活用して、産業医や衛生管理者等を行うようにしている	その他	
合 計	[19.6]	100.0	84.8 (100.0)	46.3 (54.6)	41.0 (48.4)	17.6 (20.8)	23.2 (27.4)	28.5 (33.7)	30.5 (36.0)	21.9 (25.8)	3.8 (4.4)	13.7
（事業所規模）												
1,000人以上	[75.2]	100.0	82.6 (100.0)	44.6 (54.1)	37.3 (45.1)	28.3 (34.2)	26.1 (31.6)	26.9 (32.6)	33.3 (40.3)	56.7 (68.7)	4.1 (5.0)	13.9
500 ～ 999人	[61.6]	100.0	94.1 (100.0)	38.8 (41.2)	42.6 (45.3)	39.4 (41.9)	25.6 (27.2)	33.4 (35.5)	36.1 (38.3)	53.3 (56.6)	6.5 (6.9)	5.8
300 ～ 499人	[66.6]	100.0	81.4 (100.0)	39.6 (48.7)	39.3 (48.3)	20.7 (25.5)	35.2 (43.2)	17.0 (20.9)	21.3 (26.2)	37.4 (45.9)	4.2 (5.2)	18.6
100 ～ 299人	[40.8]	100.0	87.4 (100.0)	55.5 (63.5)	39.2 (44.9)	22.3 (25.5)	33.1 (37.9)	23.5 (26.9)	22.0 (25.2)	29.9 (34.3)	2.9 (3.3)	12.1
50 ～ 99人	[28.4]	100.0	91.6 (100.0)	32.2 (35.2)	42.8 (46.7)	15.7 (17.1)	25.9 (28.3)	24.6 (26.9)	38.4 (41.9)	34.0 (37.2)	3.5 (3.8)	7.5
30 ～ 49人	[22.5]	100.0	79.6 (100.0)	36.7 (46.0)	33.9 (42.6)	11.4 (14.3)	20.3 (25.5)	25.3 (31.7)	27.6 (34.7)	18.6 (23.4)	4.6 (5.8)	19.7
10 ～ 29人	[15.6]	100.0	84.1 (100.0)	51.2 (60.9)	43.1 (51.2)	18.3 (21.8)	21.2 (25.2)	31.7 (37.7)	31.3 (37.2)	16.8 (20.0)	3.6 (4.3)	13.7
令和6(2024)年 合計	[18.4]	100.0	84.7 (100.0)	60.4 (71.2)	42.9 (50.6)	16.1 (19.0)	27.3 (32.2)	28.7 (33.8)	36.7 (43.3)	23.1 (27.3)	2.3 (2.8)	14.1

注：1) 「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者を除く。
2) []は、全事業所を100とした在留資格を有する外国人労働者が業務に従事している事業所の割合である。
3) 「在留資格を有する外国人労働者が業務に従事している事業所計」には外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明が含まれる。
4) ()は、「外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる」事業所を100とした割合である。

4 業種別労働災害防止対策に関する事項

(1) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施状況

陸上貨物運送事業の事業所のうち、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる事業所の割合は87.0%[令和6(2024)年調査83.3%]となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「荷役作業の安全衛生教育の実施」が76.4%[同75.5%]と最も多く、次いで「転倒による労働災害の防止対策の実施(整理整頓、床面の防滑対策の実施等)」が76.3%[同73.6%]となっている。(第10表)

第10表 陸上貨物運送事業における「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施の有無及び取組内容(複数回答)別事業所割合

令和7(2025)年										(単位:%)
区 分	陸上貨物運送事業の事業所計 ¹⁾	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる ²⁾	取組内容(複数回答)							「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置に取り組んでいない
			反復・定期的に運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置	荷台からの墜落転落防止対策の実施(荷台への昇降設備やプラットフォーム等の設置等)	転倒による労働災害の防止対策の実施(整理整頓、床面の防滑対策の実施等)	ロールボックスパレット、台車等を使用して人力による荷役作業を行う場合における労働災害防止対策の実施	荷役作業の安全衛生教育の実施	その他		
合 計 (事業所規模)	100.0	87.0	(100.0)	(33.7)	(72.7)	(76.3)	(53.1)	(76.4)	(0.8)	8.3
1,000人以上	100.0	66.7	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	33.3
500～999人	100.0	4.7	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(100.0)*	(-)*	-
300～499人	100.0	73.5	(100.0)	(36.1)	(36.1)	(57.4)	(100.0)	(57.4)	(-)	-
100～299人	100.0	77.9	(100.0)	(64.2)	(76.1)	(100.0)	(88.1)	(76.1)	(-)	-
50～99人	100.0	94.3	(100.0)	(51.0)	(79.6)	(87.7)	(67.3)	(79.6)	(-)	-
30～49人	100.0	94.9	(100.0)	(35.4)	(59.8)	(71.5)	(59.8)	(70.9)	(3.5)	0.6
10～29人	100.0	83.7	(100.0)	(26.4)	(75.9)	(73.6)	(44.0)	(77.8)	(-)	13.6
令和6(2024)年 合計	100.0	83.3	(100.0)	(37.1)	(71.8)	(73.6)	(52.5)	(75.5)	(2.0)	5.3

注：1) 「陸上貨物運送事業の事業所計」には、陸上貨物運送事業における「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施の有無不明が含まれる。

2) ()は、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる」事業所を100とした割合である。

(2) 建設業における労働者の安全の確保に関するリスクアセスメントの取組の実施状況

建設業の事業所のうち、労働者の安全の確保に関しリスクアセスメントに取り組んでいる事業所の割合は89.8%[令和6(2024)年調査90.0%]となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「高所からの墜落・転落(2m未満も含む。)」が92.3%[同94.2%]と最も多く、次いで「作業に用いる建設機械等の危険性」が92.1%[同92.2%]となっている。(第11表)

第11表 建設業における労働者の安全の確保に関するリスクアセスメントの取組の実施の有無及び取組内容(複数回答)別事業所割合

令和 7 (2025) 年										(単位:%)
区 分	建設業の 事業所計 ¹⁾	労働者の安全の確保 に関しリスクアセ スメントに取り組んで いる ²⁾	取組内容 (複数回答)						労働者の安全 の確保に関し リスクアセ スメントに取り組 んでいない	
			高所からの 墜落・転落 (2 m未満 も含む。)	作業に用い る建設機械 等の危険性	足場や型枠 支保工等の 仮設物の危 険性	感電・爆 発・火災等 の危険性	交通事故	その他		
合 計 (事 業 所 規 模)	100.0	89.8 (100.0)	(92.3)	(92.1)	(79.3)	(73.8)	(85.2)	(2.8)	2.1	
1,000 人以上	100.0	88.7 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(92.7)	(92.7)	(85.4)	(7.3)	-	
500 ～ 999人	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(92.5)	(100.0)	(100.0)	(-)	-	
300 ～ 499人	100.0	92.0 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(91.3)	(-)	-	
100 ～ 299人	100.0	93.8 (100.0)	(94.4)	(82.1)	(90.6)	(80.2)	(83.5)	(26.3)	-	
50 ～ 99人	100.0	87.5 (100.0)	(98.5)	(92.9)	(89.4)	(77.9)	(87.7)	(-)	-	
30 ～ 49人	100.0	92.8 (100.0)	(92.2)	(95.3)	(81.2)	(74.9)	(82.8)	(3.1)	-	
10 ～ 29人	100.0	89.4 (100.0)	(91.8)	(91.8)	(77.9)	(73.0)	(85.4)	(2.3)	2.7	
令和 6 (2024) 年 合計	100.0	90.0 (100.0)	(94.2)	(92.2)	(82.3)	(72.0)	(85.9)	(3.6)	3.4	

注：1) 「建設業の事業所計」には、建設業における労働者の安全の確保に関するリスクアセスメントの取組の実施の有無不明が含まれる。

2) ()は、「労働者の安全の確保に関しリスクアセスメントに取り組んでいる」事業所を100とした割合である。

(3) 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止の取組の実施状況

製造業で、はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械を保有している事業所のうち、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいる事業所の割合は98.8%[令和6(2024)年調査98.7%]となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「作業者に使用方法・取扱方法を教えている」が93.3%[同92.8%]と最も多く、次いで「注意喚起の標識を掲示等している」が67.3%[同66.9%]となっている。(第12表)

第12表 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止の取組の実施の有無及び取組内容(複数回答)別事業所割合

令和7 (2025)年													(単位:%)
区 分	製造業 の事業 所計 ¹⁾	はさまれ・巻き込 まれの おそれのある機 械を保有している ²⁾		機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止の取組の有無								はさまれ・ 巻き込 まれの おそれ のある 機械を 保有し てい ない	
				取組内容 (複数回答)							取り組 んでい ない		
				取り組んでいる ³⁾	機械のリス クアセ スメン トを実 施して いる	機能安全 を活用し た機械を 導入して いる	わかりや すい取扱 説明書を 作成して いる	注意喚起 の標識を 掲示等し ている	作業者に 使用方 法・取扱 方法を教 えている	その他			
合 計 (事業所規模)	100.0	83.7	(100.0)	(98.8)	<100.0>	< 49.4>	< 57.1>	< 32.7>	< 67.3>	< 93.3>	< 3.2>	(1.2)	7.1
1,000人以上	100.0	88.9	(100.0)	(100.0)	<100.0>	< 98.2>	< 97.0>	< 90.7>	<100.0>	<100.0>	< 11.1>	(-)	1.2
500 ～ 999人	100.0	89.0	(100.0)	(100.0)	<100.0>	< 94.9>	< 89.4>	< 78.5>	< 95.2>	< 93.1>	< 10.0>	(-)	1.3
300 ～ 499人	100.0	92.4	(100.0)	(100.0)	<100.0>	< 87.6>	< 88.1>	< 60.9>	< 93.9>	< 96.1>	< 2.6>	(-)	2.1
100 ～ 299人	100.0	91.0	(100.0)	(100.0)	<100.0>	< 85.1>	< 77.1>	< 58.7>	< 90.3>	< 96.3>	< 3.1>	(-)	2.6
50 ～ 99人	100.0	86.9	(100.0)	(100.0)	<100.0>	< 63.4>	< 64.1>	< 41.2>	< 79.1>	< 96.9>	< 1.7>	(-)	4.6
30 ～ 49人	100.0	84.1	(100.0)	(98.7)	<100.0>	< 41.6>	< 51.4>	< 29.1>	< 65.6>	< 88.4>	< 3.0>	(1.3)	4.7
10 ～ 29人	100.0	81.4	(100.0)	(98.3)	<100.0>	< 39.2>	< 51.5>	< 24.6>	< 59.0>	< 93.1>	< 3.4>	(1.7)	9.3
令和6 (2024)年 合計	100.0	83.8	(100.0)	(98.7)	<100.0>	< 47.4>	< 57.5>	< 31.3>	< 66.9>	< 92.8>	< 4.2>	(1.3)	6.8

注：1) 「製造業の事業所計」には、はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械の保有状況不明が含まれる。
2) ()は、「はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械を保有している」事業所を100とした割合である。
3) < >は、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいる事業所を100とした割合である。

(4) 林業における「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の実施状況

林業の事業所のうち、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる事業所の割合は96.6%[令和6(2024)年調査88.9%]となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法等の徹底」が98.2%[同97.7%]と最も多く、次いで「ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底」が96.4%[同97.2%]となっている。(第13表)

第13表 林業における「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の有無及び取組内容(複数回答)別事業所割合

令和 7 (2025) 年										(単位:%)
区 分	林業の事業所計 ¹⁾	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる ²⁾	取組内容 (複数回答)						その他	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置に取り組んでいない
			事前調査の実施、作業計画の作成	リスクアセスメントの実施	作業指揮者の配置	ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底	ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法等の徹底			
合 計 (事業所規模)	100.0	96.6	(100.0)	(87.0)	(84.4)	(92.9)	(96.4)	(98.2)	(4.2)	1.7
1,000人以上	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
500 ～ 999人	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
300 ～ 499人	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
100 ～ 299人	100.0	100.0	(100.0)	(75.0)	(100.0)	(75.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	-
50 ～ 99人	100.0	100.0	(100.0)	(88.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(11.1)	-
30 ～ 49人	100.0	100.0	(100.0)	(90.0)	(80.0)	(95.0)	(100.0)	(100.0)	(-)	-
10 ～ 29人	100.0	95.7	(100.0)	(86.4)	(84.1)	(92.0)	(95.5)	(97.7)	(4.5)	2.2
令和 6 (2024) 年 合計	100.0	88.9	(100.0)	(88.7)	(90.8)	(81.8)	(97.2)	(97.7)	(4.4)	1.1

注：1) 「林業の事業所計」には、林業における「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の有無不明が含まれる。
2) ()は、「「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置に取り組んでいる」事業所を100とした割合である。

5 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を取り扱っている（製造、譲渡・提供、使用）事業所の割合は13.1%〔令和6（2024）年調査12.1%〕となっている。

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は67.7%〔同66.1%〕、同条には該当しないが、危険有害性がある化学物質（労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質）を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は55.5%〔同52.2%〕となっている。（第14表）

第14表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

化 学 物 質 の 種 類	化学物質を取り扱っている（製造、譲渡・提供、使用）事業所計 ¹⁾²⁾	該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）している ³⁾	リスクアセスメントの実施状況			該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）していない		
			すべて実施している	一部実施している	全く実施していない			
令和7(2025)年								
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	〔 13.1〕	100.0	80.2	(100.0)	(67.7)	(26.3)	(6.0)	9.3
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	40.1	(100.0)	(55.5)	(32.8)	(11.7)	8.3
令和6(2024)年								
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	〔 12.1〕	100.0	79.3	(100.0)	(66.1)	(27.7)	(6.3)	9.7
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	38.6	(100.0)	(52.2)	(36.4)	(11.5)	7.4

注：1）〔 〕は、全事業所を100とした化学物質を取り扱っている（製造、譲渡・提供、使用）事業所の割合である。
2）「化学物質を取り扱っている（製造、譲渡・提供、使用）事業所計」には、該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）しているかわからない及び不明が含まれる。
3）（ ）は、「該当する化学物質を使用（製造、譲渡・提供を含む）している」事業所を100とした割合である。

(2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は1.7%〔令和6（2024）年調査1.6%〕となっている。

労働安全衛生法第57条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は66.8%〔同85.7%〕、同条には該当しないが、危険有害性がある化学物質（労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質）を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は67.8%〔同64.2%〕となっている。（第15表）

第15表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

化 学 物 質 の 種 類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 1)2)	該当する化学物質の製造又は譲渡・提供している 3)	GHSラベルの表示状況					該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない	
			すべての製品に表示している	一部の製品に表示している	譲渡・提供先から求めがあれば表示している	全く表示していない			
令和7(2025)年									
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	〔 1.7〕	100.0	77.4	(100.0)	(66.8)	(8.4)	(7.1)	(17.7)	15.4
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	44.9	(100.0)	(67.8)	(19.7)	(1.6)	(10.9)	8.4
令和6(2024)年									
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	〔 1.6〕	100.0	80.0	(100.0)	(85.7)	(12.9)	(0.8)	(0.6)	9.0
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	52.9	(100.0)	(64.2)	(25.0)	(4.3)	(6.5)	8.0

注：1）〔 〕は、全事業所を100とした化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。
2）「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない及び不明が含まれる。
3）（ ）は、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している」事業所を100とした割合である。

(3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況

労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート（SDS）を交付している事業所の割合は49.7%[令和6（2024）年調査81.4%]、同条には該当しないが、危険有害性がある化学物質（労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質）を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート（SDS）を交付している事業所の割合は63.1%[同66.4%]となっている（第16表）。

第16表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）の交付状況別事業所割合

化 学 物 質 の 種 類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ¹⁾²⁾	安全データシート（SDS）の交付状況						(単位:%)	
		該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している ³⁾	すべての製品に交付している ⁴⁾	一部の製品に交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない		
令和7(2025)年									
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[1.7]	100.0	77.4	(100.0)	(49.7)	(20.6)	(18.3)	(11.4)	15.4
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	44.9	(100.0)	(63.1)	(14.0)	(13.0)	(9.9)	8.4
令和6(2024)年									
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[1.6]	100.0	80.0	(100.0)	(81.4)	(7.4)	(11.2)	(0.0)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質		100.0	52.9	(100.0)	(66.4)	(12.6)	(20.9)	(0.0)	8.0

注：1）〔 〕は、全事業所を100とした化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2）「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない及び不明が含まれる。

3）（ ）は、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している」事業所を100とした割合である。

4）製品に交付しているには、電子メールによる送信や、SDSが掲載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し閲覧を求めた場合や、過去に交付済みの製品で、繰り返し同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、SDSに変更がないためあらためてSDSを交付していない場合が含まれる。